

獨協医科大学医学部における災害等発生時の授業等の取り扱い要領

令和 2年 8月 1日
制定

(目的)

第1条 この要領は、獨協医科大学（以下「本学」という。）学生の安全確保のため、大雨、洪水、暴風、大雪及び地震等の自然災害の発生時又は不測の事態の発生時における医学部の授業等の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「警報・特別警報」とは、大雨、大雪、洪水、暴風、暴風雪等により気象庁が発令する気象警報をいう。
- (2)「授業」とは、講義及び実習を総称していう。
- (3)「定期試験」とは、学期末試験、総合試験、卒業試験、共用試験等を総称していう。

(「警報・特別警報」又は交通機関の運休による臨時休講等の措置)

第3条 医学部キャンパスにおいて、栃木県全域、栃木県央又は栃木県南部地域に、「警報・特別警報」が発表された場合、授業は休講とする。

なお、「警報・特別警報」が解除された場合の授業及び定期試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

区分	授業及び定期試験の取り扱い
午前7時までに解除された場合	全日実施
午前7時から午前9時の間に解除された場合	午後実施
午前9時を経過しても解除されない場合	終日休講
授業及び定期試験の時間中に「警報・特別警報」が発表された場合	医学部教務部長が実施の有無を判断する。

2 自然災害及びその他の理由により、交通機関が運休した場合の授業及び定期試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

区分	授業及び定期試験の取り扱い
午前7時から午前9時の間に東武宇都宮線及びJR宇都宮線の双方が運休しているとき	午前休講
午前9時を経過しても東武宇都宮線及びJR宇都宮線の双方が運休しているとき	終日休講

ただし、事故等による一時的な運転見合わせは休講としない。

(埼玉医療センター及び日光医療センターへの準用)

第4条 本学埼玉医療センターにおける「警報・特別警報」発表時又は交通機関運休時の授業の取り扱いについては、前条の取り扱いを準用し、条文中「栃木県全域、栃木県央地域又は栃木県南部地域」を「埼玉県全域又は埼玉県東部地域」と読み替え、「東武宇都宮線及びJR宇都宮線の双方」を「埼玉県内の東武スカイツリーライン及びJR武蔵野線の双方」と読み替えて対応するほか、同センター病院長の指示に従う。

2 本学日光医療センターにおける「警報・特別警報」発表時又は交通機関運休時の授業の取り扱いについては、前条の取り扱いを準用し、条文中「栃木県全域、栃木県央地域又は栃木県南部地域」を「栃木県全域、栃木県央地域又は栃木県北部地域」と読み替え、「東武宇都宮線及びJR宇都宮線の双方」を「東武鬼怒川線及びJR日光線の双方」と読み替えて対応するほか、同センター病院長の指示に従う。

(地震及びその他の非常事態)

第5条 前2条の規定にかかわらず、地震及びその他の非常事態により、授業又は定期試験の実施が困難と認められる場合、医学部教務部長はその都度、臨時休講の措置をとることができる。

(学外施設における実習の取扱い)

第6条 医学部学生が学外の施設において実習等を行っているときに、当該施設の地域において本規定で定める自然災害や非常事態が発生したときは、原則として当該施設の指導者の指示に従うものとする。

2 前項の事態が発生したとき、医学部教務部長は必要に応じて当該学外施設と連携をとり、学生の安全確保に努める。

(緊急の情報伝達及び連絡)

第7条 自然災害や非常事態等が発生したときの医学部における授業又は定期試験の取り扱いについては前4条の定めるところによるが、必要に応じて、医学部教務部長はホームページ、緊急連絡網及び大学が備える学生向け学習管理システム(LMS)等を使用して、学生及び関係教職員に情報の伝達及び緊急連絡を行うものとする。

(臨時休講等の措置への対応)

第8条 自然災害や非常事態等により臨時休講となった授業は、原則として補講を行うものとする。ただし、当該授業担当教員は、科目の特性に応じ対応を判断することができる。

2 前項と同様の理由により延期となった定期試験は、日程調整を行った上で実施する。

(救済措置)

第9条 第3条、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、自然災害又は非常事態の程度によって臨時休講又は定期試験延期の措置が講じられなかった場合において、学生が利用した交通機関が発行する「運休証明書」、「遅刻証明書」等を提示した場合は、当該学生が不利益を被らないよう配慮するものとする。

附 則

この要領は、令和2年 8月 1日から施行する。